

全県に「医療特別警報」を発出します

令和4年11月4日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 趣旨等

10月中旬以降の感染再拡大による確保病床使用率の上昇を受け、10月20日に「医療警報」を発出し、医療への負荷を軽減するための取組を進めてきました。

しかし、夏場の爆発的な感染拡大をもたらしたオミクロン株B A. 5系統による感染の再拡大は収まる気配を見せず、昨日時点の確保病床使用率は38.8%まで上昇しているほか、確保病床以外にも95の方が入院されており、医療提供体制のひっ迫が懸念される状況となっています。

今冬において懸念されている、第7波を上回る新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、季節性インフルエンザとの同時流行に備えるためには、今ここでこれ以上の感染拡大を食い止め、新型コロナにより真に入院が必要な方が適切な治療を受けることができるよう、医療への負荷をこれ以上増大させないことが極めて重要です。

このため、全県に「医療特別警報」を発出し、県としての対策を強化するとともに、改めて県民の皆様等へ基本的な感染対策の徹底などを呼びかけます。

2 目標

医療非常事態宣言（確保病床使用率50%以上）の発出を回避し、確保病床使用率35%を安定的に下回ることを目指す

3 県としての対策

(1) ワクチン接種の促進

オミクロン株対応ワクチンは、従来ワクチンを上回る効果が期待されています。

多くの方が早期に接種できるよう、県接種会場の10広域12か所への設置や市町村会場への医療従事者の派遣に加え、高齢者施設等への巡回接種などにより、市町村とともに接種促進に取り組みます。

(2) 確保病床の効率的な運用

療養解除基準どおりの転院・退院、症状の悪化がみられない入院患者の宿泊療養施設や自宅への療養場所変更についての医療機関への協力要請、後方支援医療機関のさらなる拡充の要請を実施し、早期転院・退院の促進による確保病床の効率的な運用を図ります。

(3) 高齢者施設等^{*1}における感染拡大防止

- 高齢者施設等の利用者または従事者ご本人に発熱等の症状がある場合は、施設の利用・従事を控えることを周知するよう高齢者施設等の管理者に要請します。
- 配布した検査キットや感染警戒レベル4以上の圏域の高齢者施設等が行う利用者または従事者等^{*2}を対象とした検査への補助の活用を改めて周知し、予防的な検査、従事者の出勤前の陰性確認検査、新規入所者に対する検査の実施を促進します。

- 第6波における初期対応や感染対策をまとめた県独自の研修動画配信により、高齢者施設内の感染防止対策の質的向上を促進します。
- 保健所の指導による感染防止の初期対策を周知徹底するとともに、集団感染が発生した際は、保健所との連携によるクラスター対策チームや感染管理認定看護師等を必要に応じて派遣します。

※1 高齢者施設、障がい者施設、救護施設及び授産施設

2 当該施設の従業員、施設に出入りする委託業者従業員、入所施設における新規入所者

(4) 宿泊療養施設の適切な運用

宿泊療養施設については、重症化リスクが高い方や、同居者への感染を避けなければならない方等が入所しているところですが、その中でも重症化リスクの高い方を優先するよう運用します。

4 県民の皆様等へのお願い

- (1) 県民・事業者の皆様及び本県に滞在中の皆様は、「感染警戒レベル5の発出に伴うお願い」に沿った行動をお願いします。
- (2) 感染力が強く、重症化しにくいオミクロン株B A. 5系統への置き換わりに伴い、感染警戒レベル5であっても、営業時間短縮のような強い制限を伴う要請は行っていません。事業所等におかれては、過度に行動を控えるような対策をとることがないようにご配慮をお願いします。
- (3) 新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷により苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、協力してこの危機を乗り越えていきましょう。